

平成25年度 文部科学省税制改正事項

※『平成25年度税制改正大綱』（平成25年1月24日 自由民主党、公明党）等に基づき作成

1. 要望が認められたもの

- (1) 教育資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置の創設【贈与税】(金融庁、経済産業省との共同要望)
- (2) 子ども・子育て関連3法の円滑な施行に向けた幼保連携型認定こども園の設置に係る法人間の財産承継に係る所得税の特例措置【所得税、個人住民税】(内閣府、厚生労働省との共同要望)
- (3) 子ども・子育て関連3法の円滑な施行に向けた幼稚園併設型認可外保育施設における保育料等の消費税の非課税措置【消費税】(内閣府、厚生労働省との共同要望)
- (4) 公益社団・財団法人が所有・取得する能楽堂に係る固定資産税等の軽減措置【固定資産税、不動産取得税等】
- (5) 研究開発税制(特別試験研究税制及び中小企業技術基盤強化税制)・税額控除額の上限の引上げ【法人税等】(経済産業省等との共同要望)

2. 長期検討とされたもの

- (1) 学校法人への個人寄附に係る税額控除の要件の見直し【所得税】
- (2) 国立大学法人等への個人寄附に係る税額控除の導入等【所得税】
- (3) ゴルフ場利用税の廃止【ゴルフ場利用税】

○『与党・平成25年度税制改正大綱(平成25年1月24日)』(抜粋)

第三 検討事項

- 3 寄附金税制については、これまでの制度拡充の効果等を見極めつつ、そのあり方を総合的に検討する。

平成25年度 文部科学省税制改正事項の概要

要望が認められたもの

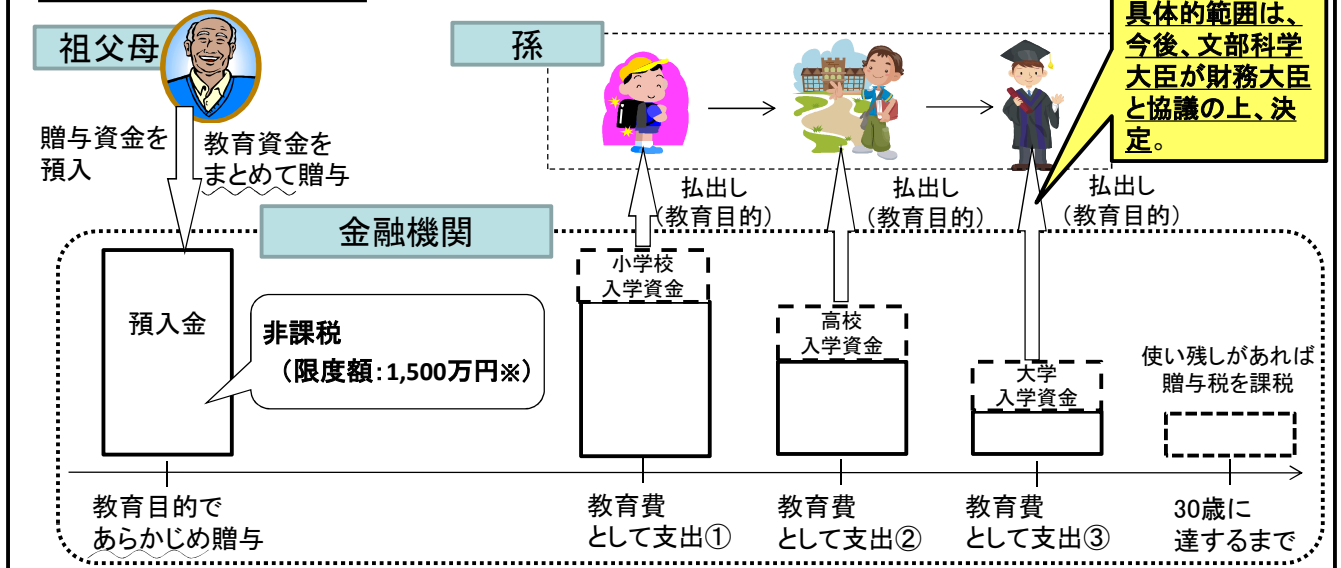
(1) 教育資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置の創設(新設)【贈与税】(金融庁、経済産業省との共同要望)

高齢者層に偏在している豊富な金融資産を子どもの将来の教育費として市場に引き出した上、子どもの教育資金の確保を図るとともに、成長マネーとして有効活用することを目的とする。祖父母等が孫等に対して教育費として一括贈与した資金について、贈与税を非課税とする。

制度の概要

- 祖父母(贈与者)は、子・孫(受贈者)名義の金融機関の口座等に、教育資金を一括して拠出。この資金について、子・孫ごとに1,500万円※を非課税とする。
- 教育資金の使途は、金融機関が領収書等をチェックし、書類を保管。
- 孫等が30歳に達する日に口座等は終了。
- 平成25年4月1日から平成27年12月31日までの3年間の措置。

制度の流れ

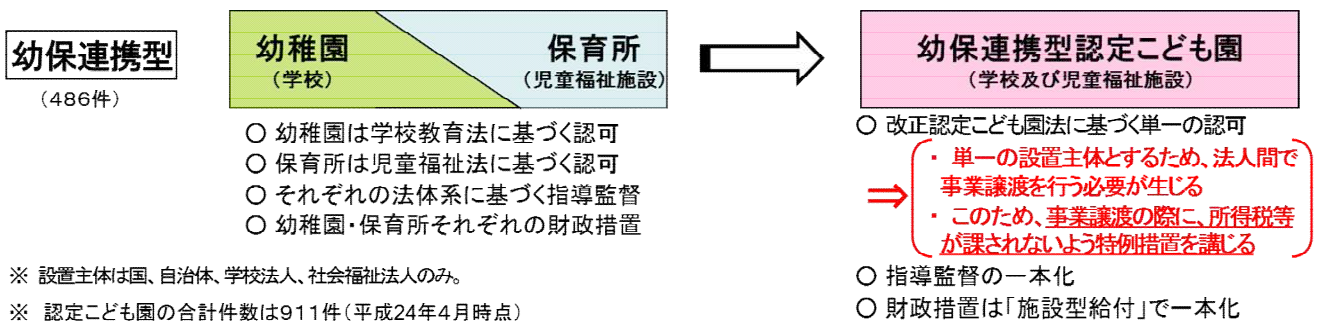


※ 学校以外の者に支払われるものについては、500万円を限度とする。

(2) 子ども・子育て関連3法の円滑な施行に向けた幼保連携型認定こども園の設置に係る法人間の財産承継に係る所得税の特例措置(新設)【所得税、個人住民税】(内閣府、厚生労働省との共同要望)

子ども・子育て関連3法による新たな幼保連携型認定こども園は、学校教育と保育を行う単一の施設として制度化したものであり、単一の設置主体により運営を行う必要がある。

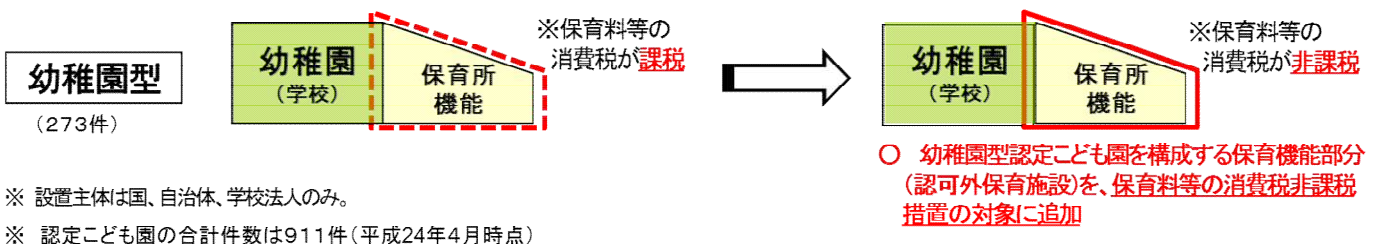
このため、現に複数の法人が設置する現行の幼保連携型認定こども園等について、単一の設置主体による運営への切り替えが円滑に行われるよう、事業の譲渡に際して、譲渡法人等に所得税等が課されないよう所得税等の特例措置を講ずる。



(3) 子ども・子育て関連3法の円滑な施行に向けた幼稚園併設型認可外保育施設における保育料等の消費税の非課税措置(新設)【消費税】(内閣府、厚生労働省との共同要望)

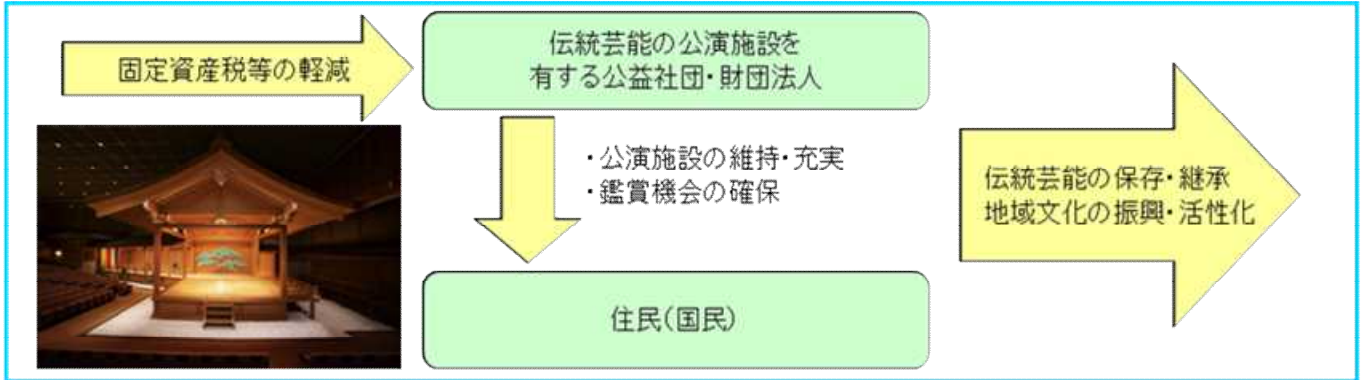
保育所及び一定の基準を満たした認可外保育施設における保育料等については消費税の非課税措置がとられているが、幼稚園併設型認可外保育施設については、非課税措置の対象とはなっていない。

このため、幼稚園併設型認可外保育施設のうち一定の基準を満たすことが確認された施設(幼稚園型認定こども園を構成する施設を想定)における保育料等について、保育所等と同様に消費税を非課税とする。



(4) 公益社団・財団法人が所有・取得する能楽堂に係る固定資産税等の軽減措置(延長) 【固定資産税、不動産取得税等】

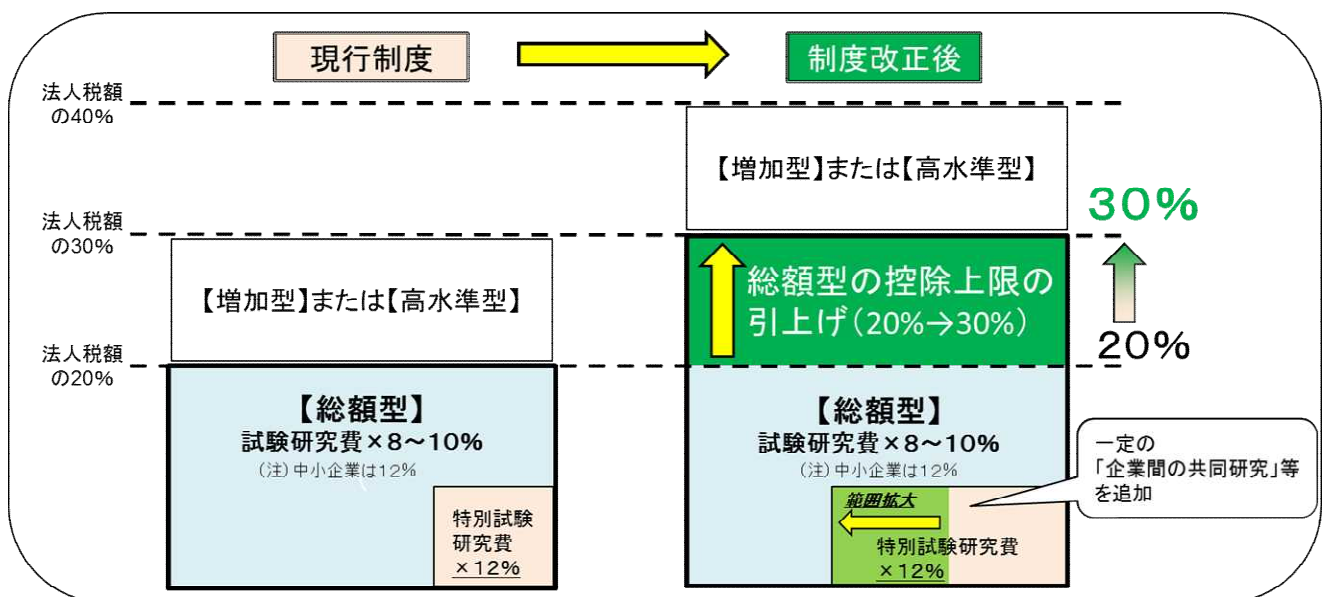
平成20年度に創設された、公益社団・財団法人が所有・取得する能楽堂に係る固定資産税等の軽減措置(課税標準2分の1)について、その適用期限を2年延長する(平成27年3月31日まで)。



(5) 研究開発税制(特別試験研究税制及び中小企業技術基盤強化税制)・税額控除額の上限の引上げ【法人税等】(経済産業省等との共同要望)

我が国の研究開発投資総額の約7割を占める民間企業の研究開発投資(約12兆円)の促進により、我が国の成長力・国際競争力を強化する。

- 総額型の控除上限の引上げ(法人税額の20%→30%)【適用期間:2年間(平成26年度末まで)】
- 特別試験研究費(控除率12%)の範囲に、一定の企業間の共同研究等を追加。



(参考)その他要望していたもの

- 寄附金控除の年末調整対象化【所得税】
- 消費税増税に伴う教育費負担の軽減【関連する税目】
- 子ども・子育て関連3法の円滑な施行に向けた税制上の所要の措置【法人税、固定資産税等】(内閣府、厚生労働省との共同要望)
- 一般社団・財団法人に移行した都道府県私立学校退職金団体の退職金事業に係る利子等の非課税措置【所得税等】
- 国立霞ヶ丘競技場の整備事業への寄附に係る税制措置【所得税等】
- 独立行政法人の制度及び組織の見直しに伴う税制上の措置等【法人税等】
- 国立研究開発行政法人への寄附に係る税制措置【法人税等】(内閣府との共同要望)